社会福祉法人わかくさ園　役員等報酬規程

（目的）

1. この規程は、社会福祉法人わかくさ園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

1. 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

　　第３条

1. 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

報酬（日額）　　　　　　　　　　　　　費用弁償

理事会出席報酬　　　　　　3,500円　　　　　　　　　　　　　　　実費

1. 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

　　　　　　　　　　　　　報酬（日額）　　　　　　　　　　　　費用弁償

評議員会出席報酬等　　　　　3,500円　　　　　　　　　　　　　　実費

　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第４条１.理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

２.理事が理事会以外の日において理事会の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、また評議員が、評議員以外の日において理事会の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

３.監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

４.実費費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

別表1

名称　　　　　　　　　　　　　　　報酬　　　　　　　　実費弁償費　　　　備考

理事長業務報酬等（日額）　　　　 　　3,500円 実費

理事及び評議員業務報酬等(日額)　　 　 3,500円　　　　　　 　実費

監事監査指導報酬等（日額）　　　　　　3,500円　　　　　　　　実費